

平安初期の天皇権威と国忌

堀

裕

【要約】 天皇等の国家的国忌仏事である「国忌」を素材に、平安初期における天皇権威の再編過程を検討した。八世紀後半に天皇権威が動揺する中、代々の天皇すべてを重視する必然性はなくなり、その再編の前提となっていた。桓武朝には、天智天皇を八世紀初頭同様「王朝の始祖」として継承する一方で、光仁天皇を「新王朝の始祖」と位置付けた。とくに「新王朝」は、長岡京や平安京など都城に体现されたと考えられる。又、長岡京において実行された延暦十年の国忌省除は、これまで「天武系」皇統排斥論や、「天武系」皇統から「天智系」皇統への交替などの論拠とされてきた。しかし、これらの説は成り立たない。むしろ、天智天皇を始祖としつつ、代々の天皇を重視しない点で他の施策と共通する。その後建設された平安京の特色は、長岡京での政策を継承しつつ個々の天皇権威を超え、天皇位そのものを重視した東寺・西寺が建立された点にある。東寺・西寺での国忌実施は、桓武朝より本格的に開始された天皇権威再編の一つの帰結とみなすことができる。

史林 八七巻六号 二〇〇四年一月

はじめに

本稿は、まず長岡京に都があつた時期の史料である『統日本紀』延暦十年（七九二）三月癸未条（以下「延暦十年国忌省除」とする）をめぐって検討をすすめる。

太政官奏言「謹案」礼記曰『天子七廟、三昭三穆与太祖之廟而七』、又曰『舍故而諱新』、注曰『舍親尽之祖、而諱新死者』、

今国忌稍多、親世亦尽、一日万機、行事多滞。請親尽之忌、一從省除^①奏可之。

太政官は、中国の宗廟に関わる礼制を引用しつつ、いま日本において、①国忌が多くなり、親しい世ではなくなつた者が国忌の対象となつてゐることと、②国忌は廃務となるため政務などの行事が滞つてゐること、この二点を問題として掲げ、親しさの尽きた祖先の国忌については、省き除くことを求めた。これに対し桓武天皇は許可を与へた。

「天子七廟^①」とは、王室の始祖と位置づけられる太祖と、現皇帝に近い六世代を祀る皇帝の祖先祭祀の場である。もし「新死者」が出れば、太祖など不遷之祖を除き、「親尽之祖」の神主(位牌)を太廟から、別の部屋に移動することになる。唐の場合、当初は七廟であつたが、玄宗朝の開元十一年(七二三)に九廟制に移した。日本の律令では、周知のようにこの宗廟制を受容していない。

次に「国忌^③」とは、国家的に行う皇帝(天皇)や皇后の忌日祭祀である。唐の場合、皇帝・皇后の忌日を官人の出席のもと、寺院・道観で開催し、行香や設齋などを行つた。特に重要な国忌日は廃務、つまり政務を行わない。日本の場合廃務国忌のみ導入されている。持統朝に史料上に現れ、大宝律令制定以降に本格的に整備された。天智天皇、天武天皇に始まり、当初は天皇やそれに准じる人物のみだったが、後には唐と同様に皇后などの忌日に対しても実施している。

以下、研究史を踏まえつつ、本稿の三つの目的を明らかにしたい。

第一の目的は、「天武系」皇統排斥論の可否を検討することである。

延暦十年国忌省除それ自身は、廃務国忌増加による政務停滞に対応した措置である。けれども、坂本太郎氏^⑥以来、桓武朝における「天武系」皇統排斥論の主要な論拠とされてきた。その論拠は、主に二つある。

まず、国忌省除対象者の具体的な検討である。この点については、日本の国忌研究の基礎を築いた中村一郎氏^⑦の研究を林陸朗氏^⑧が展開した。唐で皇帝と皇后が一对となつて設置された国忌とは異なり、日本では唐の七廟になぞらえ、七人の国忌として受容されたとした。その結果は、図一のように考えられている。ここから、基本的に桓武天皇の直系系譜に限

天智天皇を重視する学説でもあった。坂本氏は、「天武系」皇統排斥と同時に、「天武系」から、光仁天皇―桓武天皇の「天智系」への皇統交替が行なわれたと論じた。服藤早苗氏^⑬は、イへの成立を検討する中で、祖先祭祀を「自己の直系祖先のみに限定」し、天智天皇を始祖とする直系継承原理の創出がされたとする。

その後、本格的に国忌を分析した藤堂かほる氏が、「天武系」の時期においても「天智が律令国家の『初代皇帝』に擬せられた」と論証した点は重要である。その結果、単純な皇統交替論は成り立たなくなった。けれども、桓武朝については、たとえば藤堂氏自身^⑭、延暦十年国忌省除から、桓武朝における「天智系皇統意識の成立」と論じている。このように、坂本説と服藤説は、当該箇所について現在も基本的には継承されているのである。^⑮

これに対して光仁天皇自身を重視するのは、吉田氏である。桓武朝の即位宣命や郊祀などを論拠に、桓武天皇にとつて、新しい王朝の始祖である光仁天皇から譲位されたことこそ、自己の皇位の正統性を示すものとした。けれども、天智天皇を基点とすることが明らかでない、延暦十年国忌省除などが問題となる。そのため、坂上氏^⑯は、桓武朝の前半には、天智天皇と光仁天皇のどちらを始祖とするのか「相当揺れ動いていた」が、後半には光仁天皇即位による「革命」を強調しなくならんとする。天智天皇と光仁天皇の位置付けは、なお揺らいでいる。

第三の目的は、平安初期の国忌政策全般から、天皇権威の構造の解明をすることである。

延暦十年国忌省除実施の背景として、天皇権威が危機を迎える中、新たな天皇権威の構築が模索された点は、当然考慮すべきである。直系系譜が否かはともかく、この点を視野に、血縁関係を相対的に重視するようになったと論じる研究は正しい。しかし、血縁関係を重視する諸研究が、平安期の天皇権威の構造を十分に展望しているとは言いがたい。また、吉田氏や坂上氏の場合、太上天皇の変貌や幼帝の出現、「皇権の一本化」と一連のものとする。しかし、桓武朝から先の歴史的段階が曖昧である。^⑰延暦十年国忌省除をはじめ、天皇権威の再構築とどのように関わっていたのか、因果関係やプロセスを明らかにする必要がある。

以上、国忌という限定された問題からではあるが、「天武系」皇統排斥論の可否を問うた後、平安初期における天智天皇と光仁天皇の関係を明らかにし、天皇権威の構造とその変遷について説明する。

- ① 唐代の宗廟制については、小島毅「郊祀制度の変遷」（『東洋文化研究 究所紀要』第二〇八冊、一九八九年）、金子修一「古代中国と皇帝祭祀」（『汲古書院』二〇〇一年）など。
- ② 『通典』巻第四十七など。
- ③ 那波利真「唐代に於ける国忌行香に就いて」（『史窓』第八号、一九五五年）、古瀬奈津子「国忌」の行事について」（『日本古代王権と儀式』吉川弘文館、一九九八年。初出一九九一年）など参照。
- ④ 『日本書紀』持統天皇元年九月庚午条、同二年二月乙巳条。
- ⑤ 延暦十年国忌省除の実施の直前に、皇后藤原乙牟漏の一周忌（『統日本紀』延暦九年閏三月丙子条参照）があった。藤堂かほる「律令国家の国忌と廃務——八世紀の先帝意識と天智の位置づけ——」（『日本史研究』第四三〇号、一九九八年）が論じたように、日唐制度を比較してみても、桓武朝における廃務国忌増加が国忌省除の直接的背景と考えられる。
- ⑥ 坂本太郎「飛鳥浄御原律令考」（『律令制度 坂本太郎著作集第七巻』一九八九年。初出一九五四年）。なお、皇統交替論を最初に唱えた人物が坂本氏である点は、吉川真司氏より「教示を得た。
- ⑦ 中村一郎「国忌の廃置について」（『書陵部紀要』第二号、一九五二年）。
- ⑧ 林陸朗「桓武天皇の政治思想」（『平安時代の歴史と文学』歴史編、吉川弘文館、一九八一年）。
- ⑨ 藤堂かほる「律令国家の国忌と廃務」（前掲）。以下、とくに注記しない限り、藤堂氏の引用はこの論文からである。
- ⑩ 坂上康俊「日本の歴史第05巻 律令国家の転換と「日本」（講談社、二〇〇一年。七二―七六頁）。
- ⑪ 吉田孝ほか「九—一〇世紀の日本——平安京」吉田氏執筆分（『岩波講座日本通史』第五巻、一九九五年）。以下、とくに注記のない限り、吉田氏の引用はこの論文からである。
- ⑫ 吉川真司「後佐保山陵」（『続日本紀研究』第三二二号、二〇〇一年。坂上康俊「日本の歴史第05巻 律令国家の転換と「日本」（前掲）。
- ⑬ 服藤早苗「山陵祭祀より見た家の成立過程——天皇家の成立をめぐる——」（『家成立史の研究——祖先祭祀・女・子ども』校倉書房、一九九一年。初出一九八七年）。服藤氏は、この改革の主眼が、「中国の天子七廟制を取り入れ、国忌や「別貢幣」対象陵墓を自己の直系祖先にのみ限定することで家の祖先祭祀を創設し、自己の王朝の正統性を表明することが目的であった」と述べる。イヘ的な皇位継承理念の創出の画期をここに見出した。
- ⑭ 藤堂氏は、「光仁・桓武朝における天智系皇統意識の成立は、同時に「皇統意識」そのものの確立でもあった」とする。なお、桓武朝における皇統意識の確立については、瀧浪貞子「桓武天皇の皇統意識」（『日本古代宮廷社会の研究』思文閣出版、一九九一年）がすでに指摘する。
- ⑮ 清水みき「桓武朝における遷都の論理」（『日本古代国家の展開』上巻、思文閣出版、一九九五年）、吉川真司「後佐保山陵」（前掲）、坂上康俊「日本の歴史第05巻 律令国家の転換と「日本」（前掲）など。
- ⑯ 坂上康俊「日本の歴史第05巻 律令国家の転換と「日本」（前掲、六九―七一頁）。

①⑦ 「地位継承次第」の承諾意識や擬制的なオヤトコ関係、あるいは「天皇靈」などが、八世紀後半を最後に史料上見えなくなる点などを指す。義江明子『日本古代の氏の構造』（吉川弘文館、一九八六年）、同『日本古代系譜様式論』（吉川弘文館、二〇〇〇年）、仁藤敦史「聖武朝の政治と王族——安積親王を中心として——」（高岡市万葉歴史館叢書一四 家持の争点Ⅱ）高岡市万葉歴史館、二〇〇二年）、西山

一 唐の国忌制度

(一) 国忌と宗廟

延暦十年（七九二）国忌省除は、「天武系」皇統を排斥するために、本来異なる原理であった国忌と宗廟を恣意的に混同したと言えるのであるうか。もし、単なる唐制の模倣だとすれば、積極的な政策を導き出すことには躊躇される。日本の国忌制度を考えるためにも、唐の国忌と宗廟の関係を中心に、唐国忌制度の基本的な変遷を説明する。

唐の国忌を検討する際に、常に参照されてきたのは、開元二十七年（七三九）に編纂された『唐六典』巻第四祀部郎中員外郎条註掲載の国忌の規定である。そこでまず、先行研究に導かれつつ、『唐六典』の意味するところを確認したい。なお、史料の読解に当たっては、編纂された時の皇帝が玄宗であることを念頭に、図二を参照されたい。図二は、玄宗朝における国忌を破線で、同じく七廟を実線で表記している。なお、『唐六典』廃務国忌規定に対応する宗廟は、一般に七廟といわれており、ここではとりあえずそれに従う。^①

図二に明示するように、唐の国忌は、日本と異なり、大きく二種類に分けられる。^②一つは、廃務となる国忌である。唐では、初代皇帝の高祖以下、太宗・高宗・中宗・睿宗とその各々の后が該当する。もう一つは、廃務としない国忌である。八代祖献祖から五代祖代祖までと追贈皇帝、そしてその各々の妃である。

良平「御霊信仰論」（『岩波講座日本通史』第五卷、前掲）など。

①⑧ 平安初期における太政天皇制の変質は、橋本義彦「薬子の変」私考」（『平安貴族』平凡社、一九八六年。初出一九八四年）が論じるように、「薬子の変」をきっかけとするのが通説だが、当然それ以前からの変質を視野に取めなくてはならない。

(二) 国忌省除

唐における国忌省除の有無を検討するにあたって、唐の宗廟一覧である表一を参照されたい。その上でまず、唐においても廃務国忌の省除が行われた点を明らかにしたい。

宋代岳珂撰『愧郾録』卷十三「国忌設齋」所収の『統通典』^⑧逸文を取り上げる。そこには、次のように、唐代の順宗朝

8	9	他の国忌廃務	典 拠
		中 宗	『唐六典』
中 宗	睿 宗	章懐皇太子、 睿帝、孝敬皇 帝、哀皇后	『唐職官表』(P. 2504)
中 宗	睿 宗		
玄 宗	肅 宗		『不空三藏表制集』※①
肅 宗	代 宗		
代 宗	德 宗		『愧郾録』
德 宗	順 宗		『唐会要』※②
順 宗	憲 宗		『唐会要』※②
憲 宗	穆 宗		『大唐吉凶書儀』(S. 6537背14)
穆 宗	敬 宗		
敬 宗	文 宗		
穆 宗	敬文武宗		
敬文武宗	宣 宗		
宣 宗	懿 宗		
懿 宗	僖 宗	睿宗・順聖 皇后宗・順 德宗・順宗	(p. 2854背)

もとに加筆した。

と考えられる国忌対象者一覧とも
いふべき史料が掲載されている。

高祖、五月六日忌、勝業・会昌
各設五百齋。太穆皇后寶氏、
五月二十一日忌、興福寺・興唐
觀各二百五十人齋。太宗、五月
二十一日忌、青龍・絳行寺各五
百人齋。文德皇后長孫氏、六月
二十一日忌、慈恩・温国寺各二
百五十人齋。睿宗、六月二十日
忌、安国・西明寺各三百人齋。
昭成皇后寶氏、十一月二日忌、
慈恩寺・昭成觀各三百人齋。玄
宗、四月五日忌、千福寺・開元
觀各設三百人齋。元獻皇后楊氏、

表一 唐代の宗廟と国忌一覧表

		1	2	3	4	5	6	7
1	高祖朝	宣簡公	懿王	太祖	世祖			
2	太宗朝	弘農府君	宣簡公	懿王	太祖	世祖	高祖	
3	高宗朝	宣簡公	懿王	太祖	世祖	高祖	太宗	
4	中宗朝	光帝(懿王)	太祖	世祖	高祖	太宗	高宗	(義宗)
5	睿宗朝	光帝(懿王)	太祖	世祖	高祖	太宗	高宗	中宗
6	玄宗朝1	光帝(懿王)	太祖	世祖	高祖	太宗	高宗	睿宗
6	玄宗朝2	獻祖(宣帝)	懿祖	太祖	世祖	高祖	太宗	高宗
7	肅宗朝	獻祖(宣帝)	懿祖	太祖	世祖	高祖	太宗	高宗
8	代宗朝	太祖	世祖	高祖	太宗	高宗	中宗	睿宗
9	德宗朝	太祖	高祖	太宗	高宗	睿宗	玄宗	肅宗
10	順宗朝	太祖	高祖	太宗	中宗	睿宗	玄宗	肅宗
11	憲宗朝	太祖	高祖	太宗	睿宗	玄宗	肅宗	代宗
12	穆宗朝	太祖	高祖	太宗	玄宗	肅宗	代宗	德宗
13	敬宗朝	太祖	高祖	太宗	肅宗	代宗	德宗	順宗
14	文宗朝	太祖	高祖	太宗	代宗	德宗	順宗	憲宗
15	武宗朝	太祖	高祖	太宗	德宗	順宗	憲宗	穆宗
16	宣宗朝	太祖	高祖	太宗	代宗	德宗	順宗	憲宗
17	懿宗朝	太祖	高祖	太宗	德宗	順宗	憲宗	穆宗
18	僖宗朝	太祖	高祖	太宗	順宗	憲宗	穆宗	敬宗 宗宗 文武
19	昭宗朝	太祖	高祖	太宗	憲宗	穆宗	敬宗 宗宗 文武	宣宗

・本表は、小島毅「郊祀制度の変遷」（『東洋文化研究所紀要』第108冊、1989年）掲載の表を
 ・※①『不空三蔵表制集』は国忌ではなく「七聖」の史料からの推測。
 ・※②『唐会要』を典拠とした二箇所は、巻23睿宗の国忌を廃止する時の史料からの推測。
 凡例 ・玄宗朝1と2…開元11年（723）に七廟から九廟に変更されたため、分けて示した。
 ・太字の皇帝…各皇帝の時の廃務国忌対象者を示す。

三月二十三日忌、資聖・化度寺各二百人齋。肅宗、四月十八日忌、崇聖寺・昊天觀各設三百人齋。章敬皇后吳氏、正月二十二日忌、章敬寺・元都觀各設三百人齋。代宗、五月二十一日忌、聖興・惠日寺各設五百人齋。睿真皇后沈氏、十月二日忌、摠持寺・肅明觀各設二百五十人齋。德宗、正月二十三日忌、莊嚴寺・光天觀各設五百人齋。昭德皇后王氏、十一月十一日忌、福壽寺・元真觀各設五百人齋。
 （※傍線は皇帝、破線は皇后の名に筆者が引いた）
 高祖・太宗・睿宗・玄宗・肅宗・代宗・德宗と、各々の皇后の忌日および実施される寺觀の名と齋の数があげられている。選択された寺觀は忌日対象者によって異

なり、個々に縁の深いものが選ばれていると考えられる。また、齋の人数によって、この当時の忌日対象者の重要性がうかがわれる。「五百人齋」ともっとも多いのは、不遷の廟でもある高祖・太宗と、相対的に新しい世代の代宗、そして徳宗とその後である。徳宗とその後のみ、ペアで「五百人齋」と厚遇されていることは、この史料の作成された時期が、最も新しい国忌である徳宗の次の順宗朝であると想定されることも矛盾しない。^⑩

注目すべきは、『唐六典』と比較してみるに、国忌一般ではなく、廢務国忌のみが記載されたと考えられる点である。しかも、元々廢務国忌の対象者であった高宗と中宗が、記載されていないことから、唐でも廢務国忌が省除されていたことが考えられる。高宗と中宗の両者が省除された理由は、おおよそ次のように考えられる。高宗は、順宗朝の九廟の中にも入っていない。歴代皇帝の中でも、即位の順が早かったため、相対的に軽視されたと考えられる。中宗は、順宗朝の九廟に含まれるものの、その中でも傍系に当たるために、廢務国忌から除かれたのであろう。

次に、国忌省除が、宗廟の入替えと一体であった点を指摘しておきたい。『唐会要』卷二十三、忌日掲載の史料には、穆宗朝の元和^⑪十五年五月、太常礼院奏『睿宗神主祧遷。其六月二十日忌、并昭成皇后十二月二日忌、准礼合廢』^(八二〇)「之」とある。

憲宗が没し、その神主が宗廟に加わることによって、親しさの尽きた睿宗の神主が遷されることになった。その時同時に「准礼」じて、廢務国忌の対象から睿宗とその皇后の忌日が外されたのである。もちろん宗廟には、皇帝しか祀られていない。一方国忌では、皇帝だけでなく皇后も対象とされており、国忌と宗廟ではその対象者が異なる。しかし、宗廟（皇帝）と廢務国忌（皇帝とその皇后）が一体となつて運用、廢置されていたことが、少なくとも穆宗朝において確認できるのは重要である。

以上の点から、唐でも廢務国忌は省除されており、宗廟とある時期には一体となつて運用されていたことは明確となつた。

(三) 廃務国忌の定数

それでは、唐における国忌省除はいつ始まったのであろうか。廃務国忌対象者の定数から考えを巡らしてみたい。なお、七廟制の時期である開元十一年以前にも、国忌省除が行われた可能性もある^⑬。しかし、史料的制約から今はその可能性を指摘するにとどめ、九廟制の時期のみを検討したい。

確実に九廟制に移行した後の国忌全般を明示した史料として早いものは、玄宗朝の天寶「唐職官表」がある。廃務国忌については、追贈皇帝等が加わっている他は、『唐六典』と同じである。表一から明らかなように、そもそも九廟の対象とならない追贈皇帝を除けば廃務国忌対象者のすべてが九廟に入っている。ここではまず、廃務国忌と宗廟が重なっている点を確認しておきたい。

その後廃務国忌対象者は、追贈皇帝等がなくなった他、代を重ねるに従い増加して行き、また省除されていった。その結果、先の『続通典』逸文のように、順宗朝には廃務国忌が七代であることは間違いない。もし七代という定数がそれ以前からあったとすると、実際に七代の廃務国忌が揃うのは代宗朝より後になる。論理的には、この時期以降に廃務国忌を七代とする考え方が表面化してきたと考えられる。

それを傍証するのが、代宗朝以降になって現れる「七聖」なる言葉である。たとえば、『不空三藏表制集』^⑭には、代宗朝の史料として「高祖・太宗七聖忌日設齋行香」「奉為高祖至 肅宗七聖」なる文がある。ここでいう「七聖」とは、高祖・太宗・高宗・中宗・睿宗・玄宗・肅宗を指す。また、『旧唐書』^⑮には、同じ代宗朝のこととして、内道場における孟蘭盆で「高祖已下七聖神座」が設けられたが、「七聖」とは、やはり同じ皇帝達を指したと考えられる^⑯。

廃務国忌を七代とする観念は、代宗朝に形成された可能性があり、しかも本来の国忌と同じ仏事において、仏教的に意味のある「七聖」なる数が使用されている。しかし、いずれも直接国忌とは関係のない史料であり、傍証に過ぎない。

ここで、『令集解』卷二十八、儀制令、太陽虧条の「国忌日」の箇所に引用される唐律の注に注目したい。弘仁・天長（八一〇～八三四）頃までに成立したと考えられる穴記に、「穴云、張云『天子七代之祖死日為『国忌』者』とある。張説、すなわち唐律の注においても、国忌、おそらく廃務国忌を七代と考えていたのである。

以上、代宗朝に「七聖」という觀念が成立しており、唐律の注釈書にも「七代」とあった。さらに、順宗朝には七代という数が遵守されている。これらの点から、代宗朝と順宗朝の間にある徳宗朝においても、廃務国忌は七代であったと考えられる。徳宗朝には、廃務国忌対象となる皇帝が、八人となることから、初めて廃務国忌が省除された可能性は高い。それは即位の相対的に早い高宗か、傍系の中宗のどちらかであったと考えられる。

なお、唐代の廃務国忌の定数は、必ずしも順宗朝以降、七代で一定していた訳ではない。それを明確に示すのは、鄭余慶『大唐新定吉凶書儀』^⑳の文宗朝改定書写抄本所引の祀部新式第四である。同書には、おそらく敬宗朝の国忌と考えられる高祖・太宗・肅宗・代宗・徳宗・順宗・憲宗・穆宗の八代が記述されている。

また、先述した『唐会要』記載の元和十五年五月の記事によれば、憲宗朝から穆宗朝に移行する時に、睿宗の神主が太廟から外され、廃務国忌は省除されていた。憲宗朝と穆宗朝における宗廟は、すべて現皇帝からみて直系系譜上に連なっており、傍系の皇帝は含まれていない。表一を参照すれば明らかだが、睿宗は、当該宗廟の中で不遷の祖である高祖と太宗を除き、もともと古いものであった。ゆえに睿宗は、太廟から外される順にあっただけでなく、廃務国忌も省除されるべき順番にあった。それゆえ、宗廟内の他の皇帝の国忌が省除されていたとは考え難い。結果、憲宗朝も穆宗朝ともに八代を廃務国忌としていたと考えられるのである。

ところで、先にも述べたように、唐末の国忌に関する史料もある。ただし、敦煌での国忌実修の例であることもあつてか、かなり複雑な様相を呈しており、この国忌の理解については今後の課題としておきたい。

以上、廃務国忌の定数は、代宗朝から順宗朝まで七代であり、次の憲宗朝から敬宗朝まで八代であったと考えられる。

当初七代というおそらく仏教的数字に意味があったものが、やがて宗廟制との一体化をすすめていく過程と捉えることもできる。また、国忌省除の最初の実施は、開元十一年以前の可能性を除けば、徳宗朝であったと考えられる。日本には、宝亀の送唐使帰国時²⁰に、唐最初の廢務国忌省除の情報²¹が伝えられた可能性がある。

唐における国忌省除の原理が明らかになつた。廢務国忌は、もちろん国家祭祀に他ならないものの、宗廟に準じ、血縁原理によつて規制される側面が明確となつた。延暦十年国忌省除を考えるに、唐の論理の上では、宗廟の原理が引用されるのは当然のことであつた。省除の論理と方法そのものこそ、唐の制度を模倣したのである。宗廟制の部分的・間接的導入の可能性はあるが、国忌を無理に宗廟に読み替えた訳ではない。無理に読み替えたのでなければ、政策的な「天武系」皇統排斥を論じるのには、慎重にならざるをえない。

- ① 古瀬奈津子「『国忌』の行事について」(前掲)注②では、国忌を諸州で開始した時期に言及する中で、「唐六典」記載の国忌規定を「開元七年式によつたものである可能性が極めて高」とした。藤堂氏はこれを受け、「唐六典」の国忌規定と開元十一年まで用いられた天子七廟制度を比較している。「唐六典」が、開元七年制定律令格式によるとするのは、仁井田陞「唐令拾遺探択資料に就いて」(「唐令拾遺」東京大学出版会、一九六四年。原著一九三三年)、仁井田陞・牧野巽「故唐律疏議製作年代考」(下)(「訳注日本律令」一、東京堂出版、一九七八年。初出一九三一年)などによる。ただし、これらの研究でも、開元七年以降、開元二十七年編纂までの変更が、「唐六典」本文に反映された点を否定しない。実際多数の変更例が見られる。開元十一年における七廟制から九廟制への変更が、「唐六典」本文に反映されていないとは断定できない。反映されているとすれば、国忌と宗廟はより合致することになる。なお、唐令に関わる文献について、松浦
- ② さらに詳細にみれば次のようになる。廢務国忌は、京城と外州で行道も行われるが、この点は、先代皇帝とその後のみが厚遇されている。不廢務国忌は、六代祖太祖・五代祖代祖・追贈皇帝である孝敬皇帝と各々の後の場合は、京城で一日設齋を行うが、八代祖獻祖・七代祖懿祖と各后の場合は、設齋については記載がない。
- ③ 廢務とならない国忌も、同じく血縁原理による後者に入るようになる。
- ④ 坂上康俊「日本の歴史第05巻 律令国家の転換と『日本』」(前掲)。
- ⑤ 藤堂氏も国忌の改廢のあつた可能性を注の中で触れて、「唐六典」までの「唐の国忌のあり方とは別問題」とする。しかし、藤堂氏の論文で延暦十年国忌省除にも触れている以上、別問題として済ますことはできない。
- ⑥ P 二八五四。那波利貞「唐代に於ける国忌行香に就いて」(前掲)

では、「正月十二日先聖恭僖皇后忌辰行香文」の次に記載されていることから、晩唐の史料と考えられる。

⑦ 『四部叢刊本』続編所収。

⑧ 船越泰次編『宋白統通典輯本附解題』（汲古書院、一九八五年）によれば、『統通典』とは、咸平三年（一〇〇〇）に勅旨によって『通典』の統編として編纂が命じられたもので、唐代の肅宗の至徳初め（七五六）から五代後周の顯徳末（九五九）までを対象としても、現在は逸文のみが知られる。

⑨ 先代の皇帝・皇后の国忌を特に厚くする点は、『唐六典』巻四とも共通する。

⑩ 『統通典』逸文の原史料が作成された時期について検討する。順宗朝の記録である可能性は高く、その順宗は貞元二十一年（八〇五）正月即位、八月退位、翌年正月崩じている（『旧唐書』卷十四、本紀第十四、順宗）。また、『唐会要』卷二十三、忌日によれば、永貞元年（八〇五）十二月中書門下奏により昭成皇后竇氏の忌日が正月二日のため、十一月二日に改正している。『統通典』の記事では、忌日が十一月二日になっており、永貞元年十二月以降の可能性が高い。よって、『統通典』逸文の作成時期は、永貞元年十二月から元和元年（八〇六）正月の間であると考えられる。この時期は、もちろん『統通典』の記載範囲にもおさまる。

⑪ 『唐会要』では、大和七年（八三三）三月勅の後に十五年五月条を挿入する。しかし、大和年間（八二七―八三五）に十五年はない。また、睿宗の「神主」が九廟から外れた時期は穆宗朝（八二〇―八二四）である。両者を勘案するに、年号は「大和」ではなく、「元和」の十五年（八二〇）五月と考えるのが整合的である。なお、穆宗の即位は元和十五年正月であり、五月には前皇帝憲宗を陵に葬っている（『旧唐書』卷第十六、本紀第十六、穆宗）。

⑫ 七廟制の時期に、廢務国忌対象者であった可能性があるのは、高祖・太宗・高宗・中宗・睿宗であるが、そのうち中宗は七廟に入らなかった。あるいは中宗は、そもそも廢務国忌の対象者でなかった可能性も残る。

⑬ 丸山裕美子「敦煌写本書儀にみる唐代法制史料」（『律令法とその周辺』汲古書院、二〇〇四年。初出一九九七年）に、『六典』卷四祀部郎中員外郎条註とP二二五〇四「唐（天宝）職官表」の国忌と比較すると、礼に依って随時追加・削除が行われていることがわかる」とあるが、職官表に削除された国忌は見当たらない。『唐六典』と異なるのは、廢務国忌の中に、追贈孝敬皇帝と哀皇后、さらに則天武后の文明元年（六八五）に没し、睿宗朝に追贈された「章懷太子」（章懷太子賢）と、開元二十九年（七四二）に没した「讓帝」（讓皇帝憲）が加わっている点にある（『旧唐書』卷八十六、列伝第三十六、章懷太子賢、同書卷九十五、列伝第四十五、讓皇帝憲）。ただし、この四国忌が不廃務であったか否かはなお慎重に検討を要する。「唐職官表」や「讓帝」等種々の点について、佐藤達郎氏よりご教示を得た。

⑭ 『不空三藏表制集』卷第二、大曆五年（七七〇）十月一日中書門下牒「請太原号令堂安像、淨土院抽僧」制書一首」（『大正新脩大藏經』第五二冊）。

⑮ 『旧唐書』卷一百十八、列伝第六十八、王績。孟蘭盆という祖先祭祀の場において、皇帝に即位した経験のある高祖以下だけが対象となっている点は、興味深い。

⑯ ほかに『旧唐書』卷一百二十八、列伝第七十八、顔真卿、代宗没後のこととして「高祖已下七聖諡号」など。

⑰ 当該箇所を掲げると、『宋云』張云「天子七代之祖死日為『国忌』」者、於律可_レ有別式。又、宗_レ為天子何。釈云「国忌日、謂七廟忌日也」。令釈の成立は、延暦六年から十二年までの間とされる（井

上光貞「日本律令の成立とその注釈書」『日本思想体系 律令』岩波書店、一九七六年）が、令釈の理解は、延暦十年太政官奏の影響とも考えられる。

⑬ 瀧川政次郎「令集解に見る唐の法律史料」（『支那法制史研究』有斐閣、一九四〇年）、利光三津夫「わが国に舶載された唐律の注釈書」（『律令及び令制の研究』明治書院、一九五九年）など。

⑭ 井上光貞「日本律令の成立とその注釈書」（前掲）。

⑮ S. 六五三七・背一四。趙和平「敦煌写本鄭余慶《大唐新定吉凶書儀》残卷研究」（周一良・趙和平「唐五代書儀研究」中国社会科学出版社、一九九五年。初出一九九〇年）、同「敦煌写本書儀研究」（新文豐出版公司、一九九三年）、丸山裕美子「坂草令と節日——律令官人の休暇——」（『日本古代の医療制度』名著刊行会、一九九八年。初出一九九二年）、同「書儀の受容について——正倉院文書にみる「書儀の世界」——」（『正倉院文書研究』四、一九九六年）など参照。これ

二 国忌省除対象者再考

(一) 研究史再読

日唐制度の比較から見ると、延暦十年（七九二）国忌省除に対して、従来のように「天武系」皇統排斥を導き出そうとした点は、必ずしも明確な論拠をもっていなかった。「天武系」皇統排斥論のもう一つの論拠である、省除の具体的な対象者の検討にも、最初に二つの問題があることを確認しておかなければならない。

一つは、国忌制度研究の基礎を築き、また坂本太郎氏が依拠したと考えられる中村一郎氏の研究^⑯が、そもそも何を論じていたのかという点である。中村氏は、延暦十年国忌省除について次のように検討している。まず「親尽之忌」とあるの

らの研究について、広瀬憲雄氏より「教示を得た。

⑯ 趙和平「敦煌写本鄭余慶《大唐新定吉凶書儀》残卷研究」（前掲）は、文宗を「今上帝」とする記述から、文宗朝に改定書写されたものとした。廃務国忌の記載が文宗朝のものであるならば、先帝の敬宗を削除していたことになる。しかし、文宗朝に敬宗の廃務国忌は実施されている（『冊府元龜』卷三十、帝王部、奉先三、太和八年五月甲寅条、「入唐求法巡礼行記」開成三年十二月八日条、同五年十二月八日条、会昌元年十二月八日条）。この点、なお課題を残すが、国忌は敬宗朝の規定と考えられる。

⑳ 宝龜の遣唐使は、大暦十三年（七七八・宝龜九年）正月入京（『続日本紀』宝龜九年十月乙未条）し、五月代宗崩、徳宗即位。派遣されてきた唐使を送るために、日本から送唐客使が派遣され、建中元年（七八〇・宝龜十一年）に入京している（『新唐書』卷二百二十、列伝第一百四十五、東夷、日本、建中元年条など）。

で「五等親外の御方を廢したものと一応は解される」、ゆえに残った国忌は「天智・持統・元明・春日宮（施貴皇子——堀注）・椽姫・光仁・新笠・乙牟漏の八方の筈である」。実際には、聖武天皇国忌の廢止が大同二年（八〇七）にある一方で、持統天皇・元明天皇や紀椽姫の忌日が延暦以降記録に見えないことから、当時の事情によつて例外もあつた可能性がある。結局、聖武天皇のほか、天智天皇・施貴皇子・光仁天皇・高野新笠・藤原乙牟漏の六国忌は、平安期にも見えることから、延暦十年には確實に残つたと考えられる。そして、この六国忌のみ文末の附表に掲げ、紀椽姫などは掲載しなかつた。

中村氏の研究の特色は、血縁の遠近が原則にあると想定しつつも、残存する史料から分かる範囲に禁欲的に限定した点にある。血縁の遠近による想定可否は一先ず置くとして、後者についてはとくに、紀椽姫を慎重に保留した点に表れている。つまり、坂本氏に始まり、林陸朗氏が固定した、紀椽姫を含む七人の国忌省除対象者リストは、中村論文の過剰な読み、あるいは誤読^②の下に形成されたものであつて、六人の可能性も、また八人以上の可能性もありながら、断定的に実体化したものである。

もう一つは、図一から明らかなように、延暦十年国忌省除によつてもなお、「天武系」の聖武天皇国忌が残存した点である。この点、「天武系」皇統を排斥したとは言いがたいとする吉田孝説の存在や、それでもなお排斥論が優位にある点、最初に確認した通りである。

このように聖武天皇国忌の位置づけが定まらず、また林説に依拠しながら論じられる「天武系」排斥論の基盤は意外に脆弱なのである。

（二）『新撰年中行事』

延暦十年に省除、あるいは残存した国忌の具体的な対象者は、これ以上知ることが出来ないものであろうか。ここで、近年発表された西本昌弘氏の研究が重要な意味をもつ。西本氏は、宮内庁書陵部所蔵の史料を藤原行成撰『新撰年中行事』

と確認し、紹介、分析を行ったのである。この『新撰年中行事』には、これまで知られなかった国忌廃置に関わる新史料が掲載されており、西本氏自身、詳細な分析を行っている。『新撰年中行事』記載の国忌を設置年代順に並べた表二を参照されたい。西本氏は、天智天皇や施貴皇子、光仁天皇など、八世紀から九世紀半ばまでに設置された国忌が、『弘仁式』か『貞観式』に掲載されていたものが記載されていると論じた。それは、たとえば聖武天皇や平城贈皇后藤原帯子、淳和母后贈皇太后藤原旅子、淳和贈皇后高志内親王が、九世紀にも国忌を実施されながら記載がないのは、『弘仁式』にも『貞観式』にも記載されていなかったためとするからである。基本的に氏の見解に従うべきだと考えるが、延暦十年国忌省除との関係についての言及はない。

そこで、西本氏の研究に依拠しつつ、先に史料に関して三つの点を確認しておきたい。なお、周知のように『弘仁格式』の編纂^④は、大宝元年（七〇二）から弘仁十年（八一九）以前の内容を翌年に撰進しつつも、若干の改定を経て天長七年（八三〇）になって施行された。その後、承和七年（八四〇）にはさらに「改正格式」が頒行されている。

第一に、『新撰年中行事』に、『貞観式』や『延喜式』と同様、『弘仁式』に掲載する国忌すべてが掲載されている可能性があるのかを確認したい。高野天皇と崇道天皇の两国忌は、それぞれ「貞観今案止」「今案止」とあり、『貞観式』で停止されていることから、『弘仁式』に記載されていたことは間違いない。当然、『弘仁式』から『貞観式』へと継承された国忌は記載されたと考えられるため、『貞観式』で無効になった国忌の記載までもがあるということは、『弘仁式』が掲載するすべての国忌を記載している可能性が高い。

第二に、複雑な編纂過程を経た『弘仁式』掲載の国忌は、どの時点での国忌を掲載しているのかである。『新撰年中行事』によれば、『弘仁式』に記載のある高野天皇と崇道天皇の两国忌が停止されたのは、天長元年十月十日官符である。先にも触れた淳和母后贈皇太后藤原旅子と淳和贈皇后高志内親王は、それぞれ弘仁十四年五月と六月に贈位され、国忌・山陵を設置されたのだが、いずれも『弘仁式』に記載はないと考えられる。つまり、『弘仁式』掲載の国忌は、弘仁十一

『新撰年中行事』記載国忌廃置記事抄出
〈件天皇朱鳥元年九月九日崩也。天武天皇大宝二年十二月勅曰，九月(九日脱)，十二日(月)三日先帝忌日也。諸司当此日宜為廢務。今止。〉
貞觀今案止。〈天長元年十月十日官符，依去九月廿七日太政官論奏省除。〉高野天皇。今案止。
〈靈龜二年葬田原西陵。光仁天皇踐祚之後追称春日宮天皇。置国忌山陵也。今不廢務。但省除由不見也。件国忌載弘仁式也。〉貞觀式無所改。而不載延喜式可尋。又載朝所打板。〈仁和三年。〉元慶八年十二月官符，置贈皇太后藤原氏山陵，停田原天皇陵。而仁和三年打板猶有此国忌可尋。令檢国史元慶八年六月十六日丙午，省除件国忌。
前式云大安寺。今案改東寺。
〈前式大安寺。今案改東寺。〉
〈康保二年三月論奏省除。〉
今案停。〈天長元年十月十日官符，依去九月廿七日論奏止之。但同年十二月十四日官符，列十陵預荷前也。〉
〈載仁和三年。令止。〉
〈承平元年停之，入九月廿九日国忌。〉
〈今不見。〉
〈令停之，天曆停云々。〉
〈令停之，寛和停云々。〉
〈承平元年九月官符。〈停八月廿七日天(文)徳天皇国忌，入之。〉〉
〈天曆八年崩。同八年始行之。〉
〈寛和豊(帝入カ)之停六月晦贈皇太后胤子国忌。長和年中除之。〉
〈停四月三日贈皇太后懷子国忌，入之。〉

各々○を付けた。
 わるもののみを掲げた。

表二 『新撰年中行事』国忌一覧

国忌設置年 (又は死没年)	西暦	忌 日	対 象 者	実施寺院	式 掲 載		
					弘	貞	延
天智10年没	671	12月3日	天智天皇	崇福寺	○	○	○
朱鳥元年没	686	9月9日	天武天皇				
宝亀元年没	770	8月4日	高野天皇	西大寺	○		
宝亀2年置	771	8月9日	田原天皇 (施貴皇子)	元興寺	○	○	
天応元年没	781	12月23日	光仁天皇	大安寺→東寺	○	○	○
延暦8年没	789	12月28日	贈太皇太后 高野新笠	大安寺→東寺	○	○	
延暦9年没	790	3月10日	皇后 藤原乙牟漏	興福寺	○	○	○
延暦24年置	805	10月17日	崇道天皇	大安寺	○		
延暦25年没	806	3月17日	桓武天皇		○	○	○
天長元年没	824	7月7日	平城天皇	西 寺		○	
承和9年没	842	7月15日	嵯峨天皇		国忌不置		
嘉祥3年没	850	3月21日	仁明天皇	東 寺		○	○
天安2年没	858	8月27日	文徳天皇	西 寺		○	○
貞観14年置	872	9月28日	太皇太后 藤原順子	東 寺			
元慶4年没	880	12月4日	清和天皇		国忌不置		
元慶8年置	884	6月30日	贈皇太后 藤原沢子	東 寺			○
仁和3年没	887	8月26日	光孝天皇	西 寺			○
寛平9年置	897	6月30日	贈皇太后 藤原胤子	東 寺			○
昌泰3年没	900	4月1日	太皇太后 班子女王		国忌不置		
昌泰3年没	900	5月22日	太皇太后 藤原明子	東寺云々	国忌不置		
延長8年置	930	9月29日	醍醐天皇	西 寺			
天曆6年没	952	8月15日	朱雀天皇		国忌不置		
天曆8年置	954	1月4日	太皇太后 藤原穩子	東 寺			
応和4年没	964	4月29日	皇后 藤原安子	西 寺			
康保4年没	967	5月25日	村上天皇	(雲林院)	国忌不置		
永観2年置	984	4月3日	贈皇太后 藤原懐子	東 寺			
寛弘8年置	1011	1月28日	贈皇太后 藤原超子	東 寺			

凡例 ・大安寺→東寺…(『弘仁式』記載寺院)→(『貞観式』記載寺院)を示す。
 ・式掲載/弘・貞・延…『弘仁式』・『貞観式』・『延喜式』に掲載したと考えられる国忌に、
 ・『新撰年中行事』記載国忌廃置記事抄出…『新撰年中行事』記載国忌記事の中で廃置に関
 ・表の太い横線は、延暦十年国忌省略以前の国忌と以後の国忌の間に引いた。

年撰進時のままの国忌であったと考えられる。^⑥

第三に、注意すべきは天武天皇の国忌である。『新撰年中行事』に掲載はされているものの、『弘仁式』や『貞観式』などの記載様式とも異なり、引用される史料は『日本書紀』と『続日本紀』に止まる。西本氏も『弘仁式』掲載の国忌であったかどうか、慎重に保留している。『弘仁式』掲載の可能性は皆無ではないが、清水潔氏の研究^⑧からみて、延暦十年に省除の対象であったと推測される。このように、平安前期より以前に設置された国忌であっても、『弘仁式』と『貞観式』以外の史料から引用されるケースもあるということも注意しておく必要がある。

以上の点から、西本氏が論じたように、『新撰年中行事』は、『弘仁式』と『貞観式』記載の国忌から抜書きをした可能性が高い。^⑨また、天智天皇・高野天皇・光仁天皇・高野新笠・藤原乙牟漏・桓武天皇・崇道天皇が、弘仁十一年撰進時のまま『弘仁式』に掲載されていたことになる。結果、延暦十年国忌省除においてなお残った国忌としては、中村氏が指摘したものの他に、新たに高野天皇が明らかとなった。いわゆる「天武系」の天皇が、これまで知られていた聖武天皇も含めて二つ確認することができたのである。

念を押すならば、これでもなお、延暦十年段階で残った国忌のすべてであるかどうか分からない。たとえば元明天皇や紀椽姫、光明皇后なども可能性があろう。ただし、省除されていないことが明らかな国忌は、聖武天皇を除けば『弘仁式』編纂時まで残ったものである。このため、延暦十年国忌省除では残りながら、『弘仁式』編纂までに省除されたものは、これより軽視されたものであることはいえる。その上で、「天武系」二天皇と紀椽姫の国忌の意義についての検討を行う。

聖武天皇の国忌は、大同二年に省除^⑩されるが、高野天皇は天長元年に省除(表二)されている。臨時奉幣などで平安期にも聖武天皇の山陵がみられるなど、これまでは一般に、高野天皇より聖武天皇の方が重視されていると考えられてきた。しかしながら、省除の順は逆である。省除の原則についてはこれまで、血縁の遠近などが唱えられてきたが、先に検討し

た唐の宗廟制の入替え原則を想起するに、聖武天皇・高野天皇は唐と同様、即位順に省除された可能性があることを指摘しておきたい。延いては他の省除に対してもこの原則が当てはめられた可能性がある。

紀椽姫は、光仁天皇の母であり、光仁天皇の即位後、忌日には国忌が設置され、その「御墓」は山陵（近陵）となった。^① 桓武天皇が、直系系譜を創出したとすれば、欠かせない存在と考えられる。しかしながら、『新撰年中行事』に掲載はなく、『弘仁式』に掲載されていなかった可能性が高い。合わせて忌日前日の日付をもつ『類聚三代格』宝龜三年九月十三日勅には、山陵のことは載せながら、あつたはずの国忌の記載はすでに削除されている。この点から、おそらく弘仁十一年撰進の『弘仁格』においても、編纂段階ですでに国忌省除されていた。高野天皇よりも国忌省除の時期が早い可能性が高く、「天武系」皇統を排斥した直系系譜創出の原理には、不利な史料であろう。

延暦十年国忌省除が、「天武系」を排除するための施策であるとは言いがたい。もちろん「天武系」から「天智系」への皇統交替論も成立は困難である。また、少なくとも延暦十年国忌省除の史料から、直系系譜創出のため「自己の直系祖のみ」に限定したとも言いがたく、「天智系皇統意識の成立」を確認することもできなかった。なお、桓武朝の頃に、相対的に血縁関係が重視されてきたことは否定しない。けれども、国忌省除の方法は、血縁の遠近ではなく、唐と同様に宗廟の原理に従った可能性がある。また宗廟制の影響があるのならば、その具体的内容を検討する必要がある。

① 中村一郎「国忌の廃置について」（前掲）。なお、坂本太郎「飛鳥浄御原律令考」（前掲）は、中村説に言及はないものの、発表時期からみても明らかに影響を受けている。

② 中村氏はその後、「国忌」（『国史大辞典』第五卷、吉川弘文館、一九八五年）では、林隆朗「桓武天皇の政治思想」（前掲）に依拠し、自らその禁欲的立場を放棄している。

③ 西本昌弘「東山御文庫所蔵の二冊本『年中行事』について——伝存していた藤原行成の『新撰年中行事』——」（『史学雑誌』第一〇七編第二号、一九九八年）、同「官曹事類」「弘仁式」「貞観式」などの新出逸文——『新撰年中行事』に引かれる新史料——」（『続日本紀研究』第三二五号、一九九八年）。

④ 鎌田元一「弘仁格式の撰進と施行について」（『古代国家の形成と展

開』吉川弘文館、一九七六年)。

⑤ 『日本紀略』弘仁十四年五月朔条、弘仁十四年六月己丑条、天長元年三月丁巳条など。

⑥ 鎌田元一「弘仁格式の撰進と施行について」(前掲)が、『弘仁格』で指摘したように、『弘仁式』でも、弘仁十年より後のまったく新しい政策については、記載がなかったとも考えられる。

⑦ 西本昌弘「官曹事類」「弘仁式」「貞観式」などの新出逸文(前掲)。

⑧ 重陽節は、養老令で天武天皇国忌のため削除されるが、平安期になると実施されている。その間の経緯、とくに天武天皇国忌が延暦十年国忌省除の対象であったか否かが問題となる。清水潔「重陽節の起源」(『皇學館大学史料編纂所報』第七五号、一九八五年)は、延暦十年国忌省除の対象であったとして、次のような経緯を提示した。①大

宝令で天武天皇国忌設置・重陽節停止、②延暦十年に天武天皇国忌省除・重陽節復活、③紀椋姫の忌月で重陽節を再び停止、④弘仁五年に節日としないが、重陽節を復活。こうした経過は、光仁母の忌が当時問題になり得たかなど疑問も残るが、今は清水説に従う。

⑨ 『新撰年中行事』は、『延喜式』も参照したと考えられる。ただし、清和天皇の祖母である太皇太后藤原順子の国忌は、『新撰年中行事』に記載があるが、『貞観式』撰進直後に設置され(『日本三代実録』貞観十四年十二月十三日条)、『延喜式』編纂以前に廃止された(『日本紀略』寛平九年十二月八日条)。このように、『延喜式』以前の国忌において、式以外の史料も参照していた。

⑩ 『日本紀略』大同二年五月庚子条。

⑪ 『続日本紀』宝龟二年十二月丁卯条。

三 天皇權威の構造

(一) 国忌と寺院

少なくとも延暦十年(七九二)国忌省除からは、「天武系」皇統排斥論や直系系譜創出論が、成立し難いことは明確となった。そこで、平安初期の国忌を検討し、新たに構築された天皇權威の構造と変遷を解明したい。具体的には、延暦十年以後の国忌について、寺院との関係を分析する。

平安初期の国忌実施寺院を『新撰年中行事』(表二)などから確認しよう。天智天皇の国忌は崇福寺で実施。光仁天皇と高野新笠、崇道天皇の国忌は大安寺。高野天皇の国忌は西大寺。施貴皇子の国忌は、宝龜二年(七七二)に川原寺で始まったが、『新撰年中行事』では元興寺に変化していた。藤原乙牟漏のほか、藤原帯子の国忌も興福寺で実施していたと

推測される。聖武天皇の国忌は東大寺^②であった。

当然南都の主要寺院が列挙されるため、都から離れた寺院での国忌実施の不便さは、長岡京や初期平安京の課題であったと考えられる。こうした点も、延暦十年国忌省除の一因であった可能性がある。

問題は、こうした寺院での国忌が、平安京の東寺・西寺に移行する時の現象である。すでに佐藤泰弘氏^③は、大安寺で実施された光仁天皇の国忌が、東寺に移行しながらも、他の国忌が移動しなかったと述べ「九世紀半ばにおいて、朝廷と大安寺の関係には変化が生じている」とする。しかし、なお検討を加える余地がある。

『新撰年中行事』などから明らかのように、大安寺から東寺へは、光仁天皇の国忌だけでなく、高野新笠の国忌も移っていた。また、御霊とされた崇道天皇の国忌も、延暦二十四年から天長元年（八二四）の間実修されていたが、その後実質的に大安寺から西寺に移されたと考えられる。平安期の史料にみられる「西寺御霊堂^④」である。『新撰年中行事』などによれば、天長元年十月に廢務国忌の対象ではなくなっていたが、十二月には荷前別貢幣対象の十陵に列なっている。そうしたこともあつてか、御霊として平安京西寺に移され、国忌ではないものの、忌日法会を営まれた可能性がある^⑤。

それでは、大安寺の国忌は、いつどのようにして移動が行われたのであろうか。西本氏^⑥が指摘するように、光仁天皇と高野新笠の国忌は、『弘仁式』編纂時には大安寺にありながら、『貞観式』編纂時には、東寺に移っている。それゆえ、国忌の移動は、少なくとも弘仁十年（八一九）から貞観十三年（八七二）の間のことと考えられる。

時期を絞り込むためには、大安寺と東大寺の寺院の序列も素材になり得る。光仁・桓武朝の大安寺は、本郷真紹氏^⑦が指摘するように、一時東大寺に抜かれていた筆頭寺院の地位を取り返していた。けれども、平安期の南都諸寺院の寺院序列を一瞥すれば明らかのように、筆頭寺院は東大寺に他ならない。大安寺から東大寺への交替は、いつどのような事情で行なわれたのであろうか。

『類聚三代格』延暦十七年六月十四日官符では、大安寺が南都筆頭寺院^⑧であったが、『続日本後紀』承和三年（八三二）

十二月庚子条では、東大寺が南都筆頭寺院となっている。大安寺に光仁天皇らの国忌が置かれていた限り、南都筆頭寺院の座を譲ったとは考えがたく、大安寺の諸国忌の移動こそその背景と考えられる。とするならば、国忌の移動時期は、『弘仁式』の最初の編纂時である弘仁十年から、承和三年の間となる。

ところで、『新撰年中行事』所引の弘仁治部省式によれば、光仁天皇や高野新笠の国忌は、なお大安寺にあったとされるが、同じく弘仁太政官式には、東寺・西寺の国忌についての規定が記載される。『弘仁式』の複雑な編纂過程を考慮に入れるならば、大安寺での国忌実施は、古い規定が残った箇所であり、東寺・西寺の国忌規定は、大安寺から東寺・西寺への国忌移動後の新しい規定が、盛り込まれた可能性もある。しかしながら、大安寺での国忌が行なわれているのに並行して、東寺・西寺でも、たとえば桓武天皇や平城天皇などの国忌が実施されていた可能性もある。この点は保留せざるを得ない。^⑩

以上の迂遠な考察をまとめると次のようになる。おそらくは、『弘仁式』の編纂された弘仁十年から天長元年までに、東寺・西寺での国忌が始修されていた可能性が高い。ただし、その国忌が桓武天皇や平城天皇などに限られるのか、さらに大安寺に配置されていた国忌も含むのかは明らかでない。いずれにしても、少なくとも承和三年までには、大安寺で実施されていたすべての国忌が、東寺・西寺に移動したと考えられる。

(二) 平安京と光仁天皇

平安初期寺院と天皇権威については、これまでも言及する研究がある。^⑪しかし、いずれも東寺・西寺の国家的位置づけが捨象、あるいは不十分である点に、その問題点は象徴される。筆者は前稿^⑫において、天皇発願の寺院が、直ちに大寺となる時期から、原則として一般的な国家公認寺院と同じ定額寺、御願寺にしかならない時期へと転じていくと展望した。この点も踏まえ、先の検討の意義付けを行いたい。

第一に、大安寺と光仁天皇の特殊性が浮き彫りになった。平安京の東寺・西寺に移転した国忌が、大安寺で行なわれていた国忌のみだという点は、光仁天皇以降の特定の天皇・皇后のみが、平安京に移されたということでもある。その他の天智天皇や施貴皇子、あるいは藤原乙牟漏など、桓武天皇やその子孫にとって重要な位置にあったと考えられる国忌さえも、その寺院を移動することはなかったことと対照的である。

これまでも、光仁天皇自身を重視する姿勢が指摘されてきた。たとえば、瀧川政次郎氏は、延暦四年と六年、斉衡三年（八五六）に行われた交野での郊祀において、唐では高祖を祀るべきところ、二度まで光仁天皇が配享神であったことが確認できることを明らかにした。吉川真司氏は、長岡京遷都などと連動しつつ、光仁天皇の山陵移転をめぐる政治史的意義を解明した。けれども、「天武系」排斥を前提とする皇統交替論や直系系譜創出論として位置付けてきたのは問題である。

たとえば郊祀において皇統交替を示すならば、天智天皇を祀るべきであろう。光仁天皇をあたかも新王朝の始祖として祀ることの意味は、皇統交替論とは齟齬し、直系系譜創出論にとっても問題を残す。この点、吉田孝氏が「桓武としては、新しい王朝の始祖、光仁から讓位されたことに、自己の正統性の核心を求めたのであろう」とした点に賛同する。

ただし、吉田氏や坂上氏は、桓武朝における光仁天皇の位置が、その後どのように展開したのか明確にできなかった。その点で、天長元年から、少なくとも承和三年までの間にも、光仁天皇を重視する意識があった点が明らかになったのは意味がある。吉川氏は、長岡京遷都の画期性を論じる中で光仁天皇の重要性を明らかにしたが、平安京でも同様であったのである。平安京は、光仁天皇から後の天皇、后を「寿ぐ」都であった。桓武天皇ら平安初期の天皇にとって、長岡京・平安京に象徴される形で、光仁天皇が基点となる「新王朝」の論理が構築されていた。交野での郊祀が光仁天皇を祀ったのも、改めて二つの都城の南郊にあったことの象徴性を考慮すべきである。

第二に、大安寺以外の大寺の位置付けである。新しいタイプの寺院である東寺・西寺が出現しても、たとえば興福寺な

どには、従来の国忌が残されたままであった。大安寺のみが優遇された結果とも言えるが、反面それらの寺院において、本願人あるいは氏人である天皇や皇后の国忌との関係は、簡単には切斷することができなかったとも評価できる。

最後に、東寺・西寺の革新性である。国忌とは一般に、その死者と縁のある寺院で行うのが原則であり、たとえば藤原氏の場合興福寺となる。それは唐でも同様であった^⑬。しかしながら、平安京遷都後しばらくしてから設置された国忌は、たとえ藤原氏であろうとも、すべて東寺・西寺で行われている点は興味深い。単に大安寺の国忌が移動してきた訳ではなかった。比喩的に言って東寺・西寺は、「王家の寺院」というよりも、「国家の寺院」としての側面が強調されている。東寺・西寺での国忌実修^⑭は、大寺から御願寺への展開と表裏一体であったといえる。

それでは、平安初期の天皇にとつて、天智天皇はどのように位置付けられるであろうか。

藤原氏は、天智天皇が、八世紀初頭に「律令国家の始祖」として位置付けられた^⑮とした。また、大宝律令制定後に出現する「不改常典」等が、桓武天皇以降の即位宣言において、固定し、形式化する^⑯のは周知の事実である。延暦十年国忌省除も、その基点は天智天皇にほかならない。その点で、桓武朝以降においても、天智天皇は確かに「王朝の始祖」なのである。このように桓武朝において、八世紀初頭に形成された歴史意識を継承^⑰する側面があった。その限りで、延暦十年国忌省除にもみられたように、いわゆる「天武系」の天皇を積極的に排斥することはなかったのである。それ故、延暦年間二度の山陵臨時奉幣^⑱から、直系系譜創出を読み込むことも慎重でなければならぬ。

これまで、桓武朝の歴史意識において、天智天皇と光仁天皇、そのどちらを重視するかの視点には、ややブレがあった。しかし、両者は次元の異なるものではなかったか。天皇権威の大きな変動の中で桓武天皇は、八世紀初頭より続く「王朝」の王としての立場を継承しつつ、遷都によって「新王朝」が築かれたことを演出したのである。桓武天皇も含めた平安初期天皇の正統性のある種の二重構造がうかがえる。この点を止揚する一つの方策として、東寺・西寺の国忌が成立したとも考えられる。

少なくとも平安初期には、天智天皇の位置付けを「王朝の始祖」として継承しつつ、光仁天皇を長岡京・平安京に体现される「新王朝の始祖」とした点が明らかになった。「王朝の始祖」としての天智天皇の位置付けを継承し、いわゆる「天武系」天皇も含めて積極的には否定しなかった点が、桓武天皇の革新性の限界を示しているとも考えられる。けれども、延暦十年国忌省除は、天智天皇に始まり、代々継承されてきた系譜意識を明確に否定した点で、画期的であった。さらにその後、個々の天皇権威に密着して建立されていた大寺が、大安寺を基盤にして、個々の天皇権威を超越する東寺・西寺へと転じた点は、より明確な転換点であった。

- ① 施基皇子の「忌齋」は川原寺で行われていた（『続日本紀』宝龟二年五月甲寅条）が、『新撰年中行事』では元興寺で実施されている。長岡京遷都により川原寺が遠隔地となったためと推測される。
- ② 『続日本紀』天平勝宝八歳六月甲辰条。
- ③ 佐藤泰弘「桓武朝の復古と革新」（向日市埋蔵文化財センター『年報都城』一一、二〇〇〇年）。
- ④ 『類聚符宣抄』第三、天徳二年五月十七日官宣旨など。
- ⑤ 『江家次第』巻第三「当時国忌」の項目に、停止されていた崇道天皇国忌が記載され、割注に「大安寺欽。廢否可尋。諸司不參」とあるが、実態としてあったか否か確認できない。
- ⑥ 西本昌弘「官曹事類」『弘仁式』「真観式」などの新出逸文（前掲）。
- ⑦ 本郷真紹「光仁・桓武朝の国家と仏教——早良親王と大安寺・東大寺——」（『仏教史学研究』第三四巻第一号、一九九一年）。
- ⑧ 「類聚三代格」の記載は、当然官符の日付そのままの状態ではない可能性がある。その場合、『弘仁格』撰進時の状態と考えられる。
- ⑨ 東寺・西寺が建立される以前の桓武天皇国忌の実施場所が問題になるが、おそらく大安寺であったと推測される。
- ⑩ 東寺・西寺が大寺に列する「十五大寺」が登場する『日本紀略』天長元年四月丁未条までには、東寺・西寺でも国忌が実施された可能性がある。『日本紀略』天長三年三月丁丑条には、桓武天皇のための西寺での法華経供養も実施されている。西口順子「十三大寺」「十五大寺」（『平安時代史事典』本編上、角川書店、一九九四年）参照のこと。
- ⑪ 本郷真紹「日本古代の王権と仏教」（『日本史研究』第二九五号、一九八七年）は、鎮護国家仏教に「国土擁護」と「國王擁護」の両側面があるとした上で、道鏡の登場など政治的危機を経験した後、十禪師や御願寺などによって「國王擁護」の機能を専門的に分担する機能が出現し、天皇の個人的意向や病氣などに仏教政策が左右されなくなると論じた。
- ⑫ 拙稿「智の政治史的考察——奈良平安前期の国家・寺院・学僧——」（『南都仏教』第八〇号、二〇〇一年）。
- ⑬ 瀧川政次郎「革命思想と長岡遷都」（『法制史論叢』第2冊 京制並に都城制の研究』角川書店、一九六七年）。
- ⑭ 『続日本紀』延暦四年十一月壬寅条、同六年十一月甲寅条、『日本文徳天皇実録』斉衡三年十一月丁酉条。
- ⑮ 吉川真司「後佐保山陵」（前掲）。

⑬ 瀧川政次郎「革命思想と長岡遷都」（前掲）や吉田孝氏は、天智天皇と天武天皇が同姓なので易姓革命にはあたらないとする。

⑭ 吉川真司「後佐保山陵」（前掲）。

⑮ 「愧郷録」卷十三「国忌設齋」所収「続通典」逸文（前掲）。

⑯ 東寺・西寺には、大安寺に設置されていた光仁天皇以降の国忌が移行したことで、大安寺には、高野新笠の国忌も含まれること。この二点から光仁朝以降、あるいは桓武朝以降の大安寺に、後の東寺・西寺の萌芽とすべき点があったとも推測される。

⑰ 田中聡「『陵墓』にみる『天皇』の形成と変質——古代から中世へ」（『『陵墓』からみた日本史』青木書店、一九九五年）は、山陵への臨

おわりに

延暦十年（七九二）国忌省除をめぐって、迂遠な検討をすすめてきた。新たな天皇権威の構造とその変遷について、変化のプロセスに重点をおきながらまとめおきたい。

八世紀後半には、「天皇霊」や擬制的オヤーク関係の消滅などにより、天皇権威の拠り所が危機を迎える中で、新たな権威を模索する動きがあった。桓武天皇の皇位継承の正統性も問題であったと考えられる。このような点を背景としつつも、桓武天皇は、即位宣命や山陵への臨時奉幣などにみられるように、天智天皇を否定せず、「王朝の始祖」としての位置付けを継承していた。しかしながら、長岡京に象徴されるように、父である光仁天皇を重視する革新的な政策を実行している。① 光仁天皇をあたかも「新王朝の始祖」のごとくする政策を打ち出したのである。

延暦十年国忌省除は、廃務国忌増加による政務停滞への対応を直接的な契機とする。半永久的に固定されたかに見えた国忌が、新しく入替え可能になった点は、新たな方向性を示したのだが、それは代々の天皇を重視する必要がなくなった以上、必然であったとも言える。国忌は省除されれば国忌ではなくなり、おそらく国忌と一体の山陵でも、七世紀後半以

時奉幣に注目し、天智天皇や桓武天皇を基点とするものや、先代を回顧するものなどに分類し、直系系譜論だけでは説明できない側面を指摘する。

⑱ 早川庄八「律令國家・王朝國家における天皇」（『天皇と古代國家』講談社学術文庫、二〇〇〇年。初出一九八七年）。

⑳ 『日本紀略』延暦十四年九月己酉条に関わる梵釈寺創建は、天智天皇への意識を継承するだけでなく、再構築したのだともいえる。

㉑ 『続日本紀』延暦四年十月庚午条、『日本紀略』延暦十二年三月癸卯条。

後の歴代天皇等を祀る近陵から外され、他の山陵と同格になるように変化したのだと考えられる。宗廟制の影響というならばむしろ、直接には山陵制度を考えるべきかもしれない。^③

その省除の方法は、天智天皇を基点にするともに、古くに即位した天皇の順に省除したと考えられる。この時の方法^④が、唐制を模倣したものであり、また聖武天皇や高野天皇が残ったことから、「天武系」皇統排斥論、またいうまでもなく皇統交替論も成立しがたい。直系系譜創出論については、少なくとも延暦十年国忌省除からは導き出すことができず、「天智系皇統意識の成立」も十分な論拠をもつものではない。この点で、「天武系」皇統排斥論に否定的であった吉田孝説は改めて評価すべきである。

平安京遷都後、天長元年（八二四）から少なくとも承和三年（八三六）までの間に、大安寺で実施されていた光仁天皇以下の国忌のみ、平安京の東寺・西寺に移された。長岡京に光仁天皇以下の皇統が象徴されたように、平安京も同様の都として形成されたのだと考えられる。けれども平安京は、長岡京と異なる点も多い。東寺・西寺の建立は、積極的に寺院を取り込み統御していこうとする意思が伺われる。大安寺から東寺・西寺への国忌移転以後、新たに実施されるようになった天皇・皇后の国忌は、たとえ藤原氏であっても東寺・西寺で実施するように変化した。東寺・西寺は、天皇の權威を個々の人格や結びつきから切り離し、飛翔させる機能を担ったのだと考えられる。

天長元年前後といえば、東寺・西寺と表裏一体の御願寺が登場し、山陵を宗廟と位置付けた即位奉幣が行なわれ始める^⑤など、寺院政策や山陵政策においても変化がみられる。それだけでなく、「葉子の変」を引き金とする太上天皇制の変質も同じ時期であった。平安京を中心とする祭祀体系の確立と天皇權威の変質にとって、天長元年前後を一つの画期と位置付けることは不可能ではあるまい。また、遷都自身が行なわれなくなったことも、これらの現象と無関係ではありえない。その後の展開を考えるならば、この時期における天皇權威の飛翔も、なお過渡的であった点も確認しておかなければならない。個々の天皇權威が絡まる国忌をそもそも実施しなければならぬということとは、なお天皇の權威が個別化してい

るとの評価も可能である。淳和太上天皇や嵯峨太上天皇が、その死没時に国忌・山陵の設置を拒否するのは目前であったものの、「如在之儀」に象徴される不死の天皇が出現し、天皇であつても国忌・山陵の設置を拒否するように変化するのは、十一世紀前半であつた。^⑦

① 吉川真司「後佐保山陵」(前掲)。

② 北康宏「律令陵墓祭祀の研究」(『史学雑誌』第一〇八編第一一号、

一九九八年)は、「近陵制は別貢幣に先行して存在していた制度」とし「常幣内近陵優遇制」とする。

③ 高取正男「神道の成立」(平凡社ライブラリー、一九九三年。初出一九七九年)などは、桓武朝における伊勢神宮を宗廟のように考えたとする。この是非は後考を俟つが、延暦十年国忌省除が、山陵を宗廟と考え、省除の論理を適用した可能性も高いと考える。

④ 唐制の宗廟と一体の国忌省除の原則は、後に十陵四墓制として固定化する。ただし、即位した古い順に省除するとの原則は、太上天皇などが国忌・省除を忌避することなどもあつて確立せず、周知のように系譜上結節点となる天皇のみ重視されるようになった。

⑤ 東寺は、この前年に真言宗に対して与えられ(『類聚三代格』弘仁

十四年十月十日官符)、東寺・西寺の寺院体制も本格的な整備が進められた。淳和天皇の即位と仏教政策における画期については、拙稿「空海——鎮護国家・國王護持の密教者——」(『近刊』)参照。

⑥ 服藤早苗「山陵祭祀より見た家の成立過程」(前掲)が指摘するよう、淳和天皇の即位に当たり、即位前の弘仁十四年四月、唐の謁廟の礼を模倣して、桓武天皇陵に初の即位奉幣を実施している。淳和太上天皇の死没直前には、当時の貴族に、山陵は「宗廟」であるとの意識もあつた(『続日本後紀』承和七年五月辛巳条)。

⑦ 拙稿「天皇の死の歴史的位置——如在之儀」を中心に——(『史林』第八一卷第一号、一九九八年)、同「死へのまなざし——死体・出家・ただ人——」(『日本史研究』第四三九号、一九九九年)。

(大阪樟蔭女子大学)

The Authority of the Tenno and the *Koki* 国忌,
the Official Anniversary of the Death of the Previous Tenno,
at the Beginning of the Heian 平安 Period

by

HORI Yutaka

I have investigated in this study the process of the reorganization of imperial authority at the beginning of the Heian 平安 period using the *koki* 国忌, an annual Buddhist memorial service sponsored by the state for the previous (often translated as emperor). As the authority of the tenno was shaken in the late eighth century, the importance attached to the preceding tenno was inevitably reduced. This was a prerequisite of the reorganization.

During the reign of Emperor Kanmu 桓武, the Emperor Tenji 天智 continued to be viewed as “the founder of the dynasty” as he had at the start of the eighth century, but the Emperor Konin 光仁 was seen as “the founder of the new dynasty.” “The new dynasty” was embodied in the capitals of Nagaokakyo 長岡京 and Heiankyo 平安京.

Although it has been argued that the failure to observe the *koki* in the 10th year of the Enryaku 延暦 era (791) amounted to the exclusion of the Emperor Tenmu’s 天武 line or the transfer of the imperial line from the Tenmu to Emperor Tenji, these theories don’t seem to hold true. Consideration of Emperor Tenji as the new founder and ignoring the importance of preceding emperors should rather be understood as sharing commonalities with the other policies carried out during the time of the emperor Kanmu. The special feature that set Heiankyo apart from Nagaokakyo was the erection of Toji 東寺 and Saiji 西寺, temples that emphasized imperial authority itself and superceded the authority of individual Tenno. The revival of the *koki* at Toji and Saiji can be regarded as epoch-making events in the reorganization of imperial authority begun during the reign of Kanmu.